

御殿場市週休2日推進工事实施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、御殿場市における週休2日推進工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(対象工事)

第2条 週休2日推進工事入札の対象となる工事は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (2) 施工に必要な実日数が、概ね1か月以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 工事完成日に特に定めのない工事
- (5) 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要のない工事
- (6) 緊急性がない工事

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上 25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、工事ごとに定める御殿場市週休2日推進工事特記仕様書（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工日取得計画表（別紙2を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。